

建設工事における主任技術者等の兼務制限の緩和について

1 趣旨

入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るために適用している、主任技術者及び現場代理人の兼務制限緩和措置を、建設業法施行令に基づき改正する。

2 内容

(1) 主任技術者等（主任技術者又は現場代理人）の兼務

建設業法施行令の改正により、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の対象金額が引き上げられることを受けて対象金額を引き上げる。

主任技術者		現場代理人	
請負対象設計金額(税込)	兼務制限	請負金額(税込)	兼務制限
4,000万円 (8,000万円)	兼務不可 ただし、町内で密接な関係(※1)があり、相互の間隔が15km程度以内の公共工事に限り 2件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	4,000万円 (8,000万円)	同左
	5件以内 町内の工事(※2)に限る。 ※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。(※3、※4)		5件以内 町内の公共工事に限る。 ※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。(※3、※4)
500万円 (1,500万円)	兼務制限なし		

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者等として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

- ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。密接な関係(関連)の取扱いについては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号）による。
- ※2 工事には、公共工事以外の工事も含む。
- ※3 町（県）道路線委託業務に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※4 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。
- ※ 請負対象設計金額等のカッコ内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※ 兼務の条件、手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。
- ※ 入札公告で配置予定技術者の要件が専任となっていた場合において、入札により請負金額が4,000万円未満になっても専任の要件は変わらない。
- ※ 低入札価格調査制度対象工事における低入札技術者については、兼務制限緩和の対象外とする。
- ※ 主任技術者又は監理技術者の配置期間は、引渡しを受けた日までである。

(2) 営業所に配置が求められている技術者等の兼務

営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者については、次の要件を全て満たす場合に限り、専任を必要としない工事現場の主任技術者を兼務することを認める。

- ア 当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること
- イ 工事現場と営業所が世羅町内にあること
- ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること

3 適用期間

令和5年1月1日から当分の間とする。

なお、契約済の工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。